

＜加工品出荷者様へ＞

# 改正食品衛生法施行に伴う 営業許可制度の変更について

令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、営業許可の制度が変更されました。これに伴い、次の業種に**該当する出荷者の方は、令和6年5月31日まで**に食品衛生法に基づく**営業許可**を新たに受けていただく必要があります。

## 対象業種

- (1) 漬物を製造する営業者
- (2) 密封包装食品を製造する営業者
- (3) そうざいを製造する営業者
- (4) 食品の小分けを行う営業者
- (5) 液卵を製造する営業者
- (6) 水産製品を製造する営業者

つきましては、自営業所が上記の業種に該当するかどうかを**必ずご確認**いただき、**該当する場合は、製造品目や製造工程等を持参の上、管轄の保健所にご相談ください。**営業許可を受けるためには日数を要するので、お早めにお問い合わせください